

大田原市立中学校部活動指導員配置事業実施要項

1 趣旨

大田原市立中学校の部活動（以下「部活動」という。）において、専門的な知識・技能を有する「部活動指導員」を配置することにより、部活動の充実、活性化及び教職員の負担軽減を図る。

2 身分

部活動指導員の身分は、大田原市会計年度任用職員とする。

3 事業内容

(1) 職務

部活動指導員は、大田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び配置された大田原市立中学校（以下「配置校」という。）の校長の指揮・監督の下に、部活動における次の業務を行う。なお、業務を行うに当たっては、配置校の教職員等との連携を図るものとする。

ア 実技指導

イ 安全・障害予防に関する知識・技能の指導

ウ 学校外での活動（大会・コンクール・練習試合等）の引率

エ 用具・施設の点検・管理

オ 部活動の管理運営（会計管理等）

カ 保護者等への連絡

キ 年間・月間指導計画の作成

部活動指導員が作成する場合は、学校教育の一環である部活動と教育課程との関連を図るためなど、必要に応じて配置校の教職員等と連携して作成し、配置校の校長の承認を得る。

ク 生徒指導に係る対応

部活動指導員は、部活動中、日常的な生徒指導に係る対応を行うこと。また、いじめや暴力行為等の事案が発生した場合等には、速やかに配置校の校長及び教職員等に連絡するとともに、組織的に対応すること。

ケ 事故が発生した場合の現場対応

部活動指導員は、事故が発生した場合は、応急手当、救急車の要請、医療機関への搬送、保護者に連絡するとともに、配置校の校長及び教職員等へ報告すること。

(2) 任用

部活動指導員は、以下に該当する者の中から教育委員会が選考し、1年以内を任期として任用する。

ア 公立学校の非常勤講師を除く公務員以外の者

イ 満20歳以上で部活動又は地域スポーツや文化活動等において指導経験がある者又は当該部活動に関する専門的な知識及び技能を有し、部活動指導員として指導が可能と認められる者

ウ 地方公務員法第16条に該当しない者

(3) 勤務日及び勤務時間等

- ア 平日の勤務時間は1日当たり2時間程度、土日祝日及び長期休業期間中の勤務時間は1日当たり3時間程度とする。(遠征等で長時間の勤務を要する場合は7時間を限度とする)(週当たり15時間想定)
- イ 勤務時間の割振等については、配置校の校長が決定する。
- ウ 勤務日及び勤務等は、配置校の校長の指示による。
- エ 部活動指導員の報酬等は、大田原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき支給する。

4 事業の手続き

(1) 配置校の決定

配置を希望する大田原市立中学校の校長は、教育委員会へ連絡し、教育委員会が面談等を行い、配置校を決定する。その際、以下の基準に考慮すること。

- ア 配置を希望する当該部活動の顧問となる教職員（以下「顧問」という。）が、当該部活動の実施・指導経験がない場合や、顧問の負担を軽減する必要があること。
- イ 配置を希望する学校が「大田原市立学校部活動に係る方針」に則り、適正な「学校の部活動に係る方針」を策定し、ホームページ等で公表していること。
- ウ 配置された部活動指導員が、部活動の地域移行を推進するなど、今後は地域の指導者となり、地域移行を見据えていること。
- エ 配置校の、部活動の種類や規模等に考慮すること。

(2) 計画書等の提出

配置された校長は「大田原市立中学校部活動指導員配置計画書」を教育委員会へ提出する。

(3) 事業報告等

- ア 部活動指導員は、部活動計画・活動実績（月間）を配置校の校長に提出する。なお、計画は前月25日まで、実績は翌月5日までに提出する。
- イ 配置校の校長は、当該年度の3月15日までに「大田原市立中学校部活動指導員年間実施報告書」を教育委員会へ提出する。

5 研修

- ア 部活動指導員は、教育委員会が定める研修を受講しなければならない。
- イ 部活動指導員は、配置校等が実施する研修を受講しなければならない。

6 その他

この要項に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。